

国営追悼・祈念施設 セミナールーム使用申請書

令和 年 月 日

国営追悼・祈念施設管理担当者 様

申請者住所

連絡先

氏 名 (印)

下記によりセミナールームを使用したいので申請します。

記

施設名称		セミナールーム		
使用 物品 等	種 類	長 机(15 本)	椅 子(60 脚)	
	数 量	本	脚	
使用目的又は用途				
使用希望日時		自 令和 年 月 日 から 至 令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分		
使用責任者住所 氏 名				
その他必要事項		☐ セミナールーム使用に際し使用許可の条件を守ります。 ☐ 公園管理者が急遽使用する際の日程調整に同意します。		
摘 要		※使用申請書は両面印刷にて提出。		

セミナールーム利用申し込み前にご確認ください

施設の性格上、セミナールームの利用は原則として、東日本大震災による犠牲者への追悼・鎮魂、震災の記憶と教訓の後世への伝承、復興に関する情報発信などの利用に限らせていただきます。

○使用許可の条件

- 1、建物、備付物品類は丁寧に取り扱い、使用後は現状に回復するとともに、建物、備品類の紛失や破損は使用者(許可を受けた者)において弁償していただきます。
(参加者・利用者の行為による場合含む)
- 2、公園管理者が急遽使用する際、日程を調整させていただく場合がございます。
- 3、貴重品の管理は各自でお願いします。万一盗難・紛失等の事故が発生しても当施設では一切の責任を負いません。
- 4、ごみ等については、使用者で必ずお持ち帰りいただき、汚損した場合は清掃を行っていただきます。
- 5、使用者(主催者)は次の事項を守るとともに、利用者・参加者に対しても守るよう徹底するとともに以下に掲げる行為は行わないこと。

また、これら行為により使用許可条件が守られない場合、すでに承認している場合でも使用を停止し取消す場合があります。

- ・公序良俗を害し、騒音や混乱で他に迷惑を及ぼす恐れがある行為。
- ・施設や備付物品などを棄損、滅失する恐れのある行為。
- ・管理上支障があると認められた行為。
- ・承認を受けた目的以外での使用、またその一部もしくは全部を転貸する行為。
- ・危険、不潔な物品など他の使用者・利用者・参加者に迷惑を及ぼす恐れのあるものの持ち込み。
- ・騒音、過度な音量、異臭・悪臭の発生、大声、暴力等、他の使用者・入場者(参加者)の迷惑になる行為。
- ・盲導犬、聴導犬、介護犬以外の動物の入場。
- ・寄付金品の収受、物品の販売、陳列、飲食物の販売、提供。
- ・壁、柱、窓、扉等へ直接 張り紙、釘や画鋲等を用いた掲示。
- ・承認を得ない撮影、録音、録画。
- ・承認を得ない特別な設備の設置。
- ・使用を承認されていない施設等への立ち入り・使用。
- ・館内及び指定場所以外での喫煙。
- ・火気の使用及び調理などの行為。
- ・興行、行商、営業、募金その他これらに資する行為。
- ・祭礼等の集会その他これらに類する行為。
- ・反社会的勢力でないこと及びそれに関係する使用でないこと。